

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第1回) 議事録

第1 日 時 平成25年10月30日(水) 自 午後4時00分
至 午後6時00分

第2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 構成員等の紹介
- 3 分科会の設置根拠及び運営について
- 4 有識者構成員等の本分科会に対する問題意識について
- 5 これまでの取組の状況と現状等の説明
- 6 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策について
- 7 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大について(意見交換)
- 8 今後の検討について
- 9 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉全国市長会評議員, 明石市長, 北川早稲田大学政治経済学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 松本法務省大臣官房司法法制部司法法制課長, 鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官, 遠藤法務省大臣官房司法法制部付, 竹中日本司法支援センター総務部長, 小島日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長, 鈴木日本弁護士連合会事務次長(弁護士), 谷垣日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長(弁護士), 岸本日本弁護士連合会若手法

曹センター公務員任用支援PT副座長, 大阪弁護士会行政連携センター事務局長(弁護士),
幸田日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事,
中央大学大学院公共政策研究科教授(弁護士), 人事院オブザーバー, 総務省オブザーバー,
文部科学省オブザーバー, 厚生労働省オブザーバー

○鈴木次長 会議の開始前でございますけれども、1点御連絡がございます。議事の取扱いについては後ほどお話ししますけれども、本会議の議事録作成のために会議内容を録音させていただきますので、その点御了解ください。

では、予定の時刻になりましたので、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の第1回会議を始めさせていただきます。まず、日弁連の事務次長の鈴木啓文でございます。本分科会の進行を務めさせていただきます。

初めに、田島良昭座長から御挨拶を頂きたいと思えます。座長、よろしくお願ひいたします。

○田島座長 座長を仰せつかっております田島でございます。今回この活動領域の拡大に関する分科会開催することになりまして、私が座長を仰せつかったのですが、昨年、法曹養成制度検討会議で、10年ぐらい前から本当は活動領域のところはしっかり検討しなければいけなかったのではなかったのかという思いがいたしますけれども、遅まきながらいろんな問題が出てきて、ここはしっかり領域拡大についての具体的な検討をしたいということで、この会がつくられたのだと思えます。私も昨年そういう検討会議に出させていただいた御縁で座長をとということになったと思えます。是非しっかり実りある議論をして、そして実効あるものにできればいいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 よろしくお願ひいたします。田島座長、ありがとうございました。

続きまして、分科会の構成員の皆様から、資料1でお配りしております出席者名簿にお名前の記載がある順で、一言御挨拶を頂きたいと思えます。なお、次第にもございますように、後ほど御意見を頂く機会もございますので、大変恐縮ながら、御挨拶は短めにお願ひいたします。まず明石市長、泉房穂様。

○泉市長 明石市長の泉です。弁護士であり、社会福祉士でもあります。よろしくお願ひします。

○鈴木次長 次に早稲田大学政治経済学術院教授、北川正恭様。

○北川教授 北川でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 次に中央大学大学院法務研究科教授、大貫裕之様。

○大貫教授 大貫でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 内閣官房の法曹養成制度改革推進室の参事官、中西一裕様。

○中西参事官 内閣官房から来ました中西です。日弁連からの出向ということですが、内閣官房の立場でいろいろサポートさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 同じく内閣官房の法曹養成制度改革推進室参事官補佐、佐熊真紀子様。

○佐熊参事官補佐 私も日弁連から出向しております。よろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 次に法務省大臣官房司法法制部司法法制課長、松本裕様。

○松本司法法制課長 松本でございます。よろしくお願ひいたします。本日は国会対応で、4時半には中座させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 次に法務省大臣官房司法法制部参事官、鈴木昭洋様。

○鈴木参事官 鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 同じく、法務省の司法法制部付の遠藤圭一郎様。

○遠藤部付 遠藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○鈴木次長 日本司法支援センター総務部長、竹中理比古様。

○竹中総務部長 竹中でございます。よろしくお願ひします。

○鈴木次長 同じく、日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長、小島達朗様。

○小島常勤弁護士総合企画課長 小島でございます。よろしく申し上げます。法テラスで常勤弁護士関係の仕事をしております。

○鈴木次長 次に日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長、谷垣岳人弁護士。

○谷垣弁護士 弁護士の谷垣でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○鈴木次長 次に日本弁護士連合会若手法曹センター公務員任用支援 PT 副座長、及び大阪弁護士会行政連携センター事務局長、岸本佳浩弁護士。

○岸本弁護士 岸本でございます。本日は大阪弁護士会行政連携センターの事務局長の立場で御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○鈴木次長 次に日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事であり、中央大学大学院公共政策研究科教授の幸田雅治弁護士。

○幸田弁護士 幸田でございます。よろしくご願ひいたします。

○鈴木次長 よろしくご願ひいたします。なお、人事院、総務省、文部科学省、厚生労働省から本日オブザーバー参加を頂いております。よろしくご願ひいたします。

続きまして、資料3の運営要領第3項において、座長は座長代理を指名することができるとなっておりますので、これに従いまして、田島座長から座長代理の指名をお願いしたいと思います。

○田島座長 それでは座長代理として、泉市長を指名したいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。

○泉市長 はい。

○田島座長 よろしくご願ひいたします。

○鈴木次長 ありがとうございます。それでは泉市長、よろしくご願ひいたします。

初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日、皆様のお手元にお配りしております資料は、事務局提出資料として、資料目録記載のとおり、別冊を含めて21点ございます。資料1が出席者名簿になります。資料2がこの法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について、及び同懇談会運営要領になります。また資料3は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について、及び同分科会運営要領になります。それから11ページになりますが、資料4、法曹養成制度検討会議の取りまとめの抜粋、この活動領域に関する部分の抜粋になります。17ページが資料5-1ですが、法曹養成制度改革の推進についての概要ペーパーでございます。19ページ、資料5-2が法曹養成制度改革の推進について、7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議決定のペーパーでございます。それから23ページ、資料6でございますが、法曹養成制度改革推進会議の開催についてという9月17日付の閣議決定のペーパーでございます。また25ページが法曹養成制度の検討体制に関する図でございます。ここの右下のところに法務省と枠囲いがございまして、有識者懇談会と分野別の分科会がございまして、この分科会の一つが当分科会になります。それから27ページ、資料8でございますが、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会のイメージ図になります。29ページ、資料9でございますが、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等についてと題するペーパーでございます。こちらは有識者懇談会で配布された資料でございます。これが29ページ以下、39ページまでござい

ます。続きまして資料10-1, 41ページですけれども、中央省庁の任期付公務員の状況についてのペーパーでございます。それから資料10-2, 45ページですが、人事院から御提供いただいている任期付職員法に基づく採用情報でございます。また資料11, 47ページですが、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の日弁連の資料となっております。また49ページ、資料12, 法曹有資格者の常勤職員として採用している地方公共団体、日弁連調べでございます。それから51ページ、資料13ですが、弁護士の被災自治体派遣等についてのペーパーでございます。それから59ページ、福祉施設における法曹有資格者への期待でございます。それから61ページ、資料15-1ですが、条例づくり・レビュー研究会プロジェクトの案でございます。63ページが全国版行政連携構想の案でございます。その他、別冊で用意しているものとして、大阪弁護士会行政連携センターの関連資料がございます。それから「大阪弁護士会が行政のみなさんのためにできること 行政連携お品書き」というパンフレットがございます。また、同じように福岡県弁護士会の行政連携のお品書きのパンフレットをお付けしております。更に構成員の皆様から資料を提出していただいております。こちらについては議題4で御説明いただければと思っております。また最後に、日弁連の会長声明が10月22日に出されておりますので、それもお手元に配布させて頂きました。

次に本分科会の設置根拠及び運営等について、簡単に御説明をいたします。法務省大臣官房司法法制部の鈴木参事官にお願いしたいと思います。

○鈴木参事官 それでは本分科会の設置根拠等について、御説明をいたします。お手元の資料2を御覧ください。

本年9月24日の法務大臣決定によりまして、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が設置されました。資料5-2にございますとおり、この有識者懇談会は法曹養成制度改革の推進に関する本年7月16日の関係閣僚会議決定を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図るための方策等を検討するために設置されたものでございます。そして本年10月11日に開催されました第1回有識者懇談会において、この分科会を含む三つの分科会が設置されております。資料3に本分科会の設置についての有識者懇談会の決定がございますが、こちらの第2項に定められておりますとおり、本分科会では、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画・立案・実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告するものとされております。

なお、先ほど御案内のありましたとおり、有識者懇談会において法務省から提出されました活動領域の拡大のための試行方策等につきましては、資料9, 29ページから39ページに綴られております。それから、そのような試行方策等につきましては、若干の補足がございますので、遠藤部付の方からよろしく申し上げます。

○遠藤部付 試行方策につきましては、今参事官のほうから指摘がありましたとおり29ページから39ページに記載がありますが、このほか、福祉の分野に関して申し上げれば、今様々な福祉の機関が持っている潜在的なニーズというものをいかに連携を取らなかみ上げ、それをどういう形で司法サービスにうまく結び付け、その問題の解決を図っていくかというようなコンセプトの下に、現在その試行方策を練り上げている段階でございます。また方策のアウトラインが固まってきた段階で改めてこの分科会でも御報告を申し上げようと思っております。以上です。

○鈴木参事官 それでは説明は以上となります。

○鈴木次長 ありがとうございます。

次に議事、議事録、資料の公開について、確認させていただきます。資料3の運営要領第4項でございます。運営要領第4項において、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定めとなっております。公開の可否を座長に決めていただきたいと思います。座長、いかがいたしましょう。

○田島座長 本分科会の会議自体は非公開とした上で、議事録及び配布の資料については法務省のウェブサイトで原則公開することにしたいと思っております。ただし、内容によっては議事録及び資料ともに、座長の判断で一部公開を行わないということにさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○鈴木次長 ただ今、座長から議事録及び配布資料を原則公開とするものと定めさせていただきましたので、事務局においてもそのように対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは議題に移りたいと思っております。本日、田島座長、泉市長、北川教授、大貫教授から本分科会に関する問題意識に関するペーパーを資料としてお出しいただいておりますので、これについて順に御説明を頂きたいと思っております。大変恐れ入りますけれども、時間が限られておりますので、お一人3分程度で御説明いただければと思っております。まずは田島座長、よろしく願いいたします。

○田島座長 福祉の分野の場合は近年、措置から契約へという形で、大きく仕組みが変わってきている。しかも児童から高齢者まで幅広い国民の福祉に対するニーズは非常に高まっている。制度も充実してきているのですが、それに伴って、特にいろんな法的なリスクが出てきています。実際は問題が起こった後に法曹界の皆さんが関わっていただくのは、どうにもならなくなって、結局裁判のところで初めて関わるということがほとんどです。ここでは三つの視点で申し上げます。一つは行政の立場で大変なリスクを抱えて行政も今関わっている。もう一つは、利用される御本人たちのところにも大変な問題が起こっています。これは被害に遭っているということです。特に高齢の皆さんたちが被害者になられることもある。それから障害を持った人たちも被害を受けているのですが、この被害者にならないような予防のところ、あるいは初期の段階でいろいろ相談することについても法曹との接点がほとんどないという状況がある。更に、加害者になる人も多いことが分かってきました。それから、もう一つ非常に問題になってきているのは事業者。かつては社会福祉法人という法人が福祉サービスを提供するというようになっておりましたが、近年規制が緩和されて、民法法人も多数参加して、NPOあたりもどんどん福祉事業に入ってきています。そうなりますと、福祉も契約という形で進められていますので、今は非常に法的なリスクを抱える事業者が多くあります。特に近々では、市町村とか都道府県の行政の中でも急に浮上したのが、昨年10月の障害者虐待防止法の施行に伴ってたくさんの通報が寄せられるようになりました。その通報の業務に追い回されているという形で、例えば都道府県の福祉関係の監査を担当しておられる行政のところはほとんど公休も取れないという状態があり、それでもその対応に追い付かないということも出てきている。その中で当然法曹有資格者の人たちが参加していただくことによって解決できやすいということは多いのだと思うのですが、そこもうまくいっていません。虐待防止法の絡みのものというのは深刻な状況になっている。それから、通常業務についても、契約に関わって

のもの、特に介護保険法上の問題とか、医療との関係の中でのトラブルとかというのも多発している。

このように幼児から高齢までの福祉の対象人口は年々増加して、しかもサービスの中身についても非常に質の高いものを望まれる。そういうところで法曹の皆さんたちとの接点を非常に求めておられる方が増えてきている。ここはミスマッチの状況で、法の支配というよりは、法の支援みたいなものがほとんど届いていない世界ではないのかと言われていています。私どもは現場で日夜そういう問題にぶつかっておりますので、今苦悩しているところでもあります。

それから特に触法障害者・高齢者を支援するいろいろな事業のところは、これは法曹有資格者の人たちの協力なしでは進められないというところでもあります。是非具体的に法曹がどういう具合に関わるかということをしっかり詰めて、実施をしていただければ有り難い。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。次に泉市長、お願いいたします。

○泉市長 資料を用意させていただいておりますので、お手元の資料をお願いいたします。ポイントを3点ばかりお話ししたいと思います。

まず1点目は、分科会の使命についてです。検討段階ではなく、もう既に行動段階、すなわち、動く段階だと思っております。「法曹養成制度検討会議取りまとめ」においても、少なくとも10の方向性が出ておりますので、これらのことについて動き出すというのがこの分科会の使命だと認識しております。

2点目ですが、基本姿勢についてです。「弁護士目線の職域拡大的発想ではなく、国民目線の権利保障的発想で」の部分に下線を引かせていただいております。国民の「法的な支援を受ける権利」を実質的に保障するためには、法曹有資格者が社会の隅々において社会的な責任を果たすとともに、国や地方自治体などが体制の整備をしていくことが必要不可欠であると、そのように思っております。

弁護士の方から見れば職域の拡大ですが、市民・国民の方から見れば拡大ではなく、遠いか近いかという観点になろうかと思えます。いまだに遠くにいる法曹有資格者が、市民・国民に寄り添えるかどうかというテーマだと考えております。この点、裏のページの第4に書かせていただいておりますが、体制整備と連携強化が重要であり、「日弁連会長声明」を受け、それを具体化する取組を日弁連に是非お願いしたいと思っております。

3点目ではありますが、地方自治体における法曹有資格者の具体的な活用分野についてです。明石市の場合を例にとり、少しお話をさせていただきたいと思っておりますので、別紙の「明石市における弁護士職員の活用分野」をお手元に御用意ください。具体的な活用分野として、1から10まで挙げさせていただいております。

まず一つ目が、市民向け法律相談、すなわち、市民の顧問弁護士の役割です。明石市の場合人口が約30万人で、弁護士の人件費が平均700万円ちょっとですから、市民1人あたり月額2円、年額24円で、弁護士一人を雇っている計算になります。市民からすれば、月額2円の顧問弁護士です。ですから、病気などで市役所まで相談に来られない市民がいた場合に、その市民の自宅の枕元に、雇われている弁護士の方から出向いて行くのは当たり前だと考えており、そういった訪問相談についても明石市では実際にやっているところです。

二つ目ですが、福祉等との連携による総合的支援についてです。明石市の場合、弁護士だけではなく、社会福祉士や臨床心理士についても、常勤の専門職として採用をしており、先ほど

述べた訪問相談についても、弁護士、社会福祉士、臨床心理士が、一緒に訪問したりもしております。そうすることによって、見えてくるものも違ってきます。自宅を訪問した際に、生活状態が厳しいことに気付けば、生活福祉につなぐであるとか、奥の部屋で介護が必要なおばあちゃんが寝ているのに気付けば、介護保険につなぐ。そういったことまで視野に入れて対応しているところです。

裏のページにいきまして3点目ですが、3点目は、職員向け法律相談です。市役所の職員は、日々、様々な法的な問題にぶつかります。そのようなときには、市役所にいる弁護士職員に相談してから対応するように指示しております。そうすることによって、初動の誤りを防ぐこともできます。明石市の弁護士職員は、2000人の市役所職員の顧問弁護士の役割も果たしております。最近では1日平均2件ほど、すなわち、毎日二つぐらいの相談が職員から寄せられているところです。

4番目が、職員の能力向上で、弁護士職員が中心になって研修を行っております。自治体法務検定をこの度明石市の職員が受けましたが、平均点は全国平均点より50点上回り、全国2位と7位が出ております。

5番目は、コンプライアンス施策についてです。明石市も不祥事と無縁ではなく、不祥事の際の対応についても常勤弁護士が担っております。

6番目の法規等のチェックについても、当然やっております。

7番目の訴訟対応ですが、明石市では、この1年ぐらいは外部発注なしで、市の職員弁護士にて訴訟対応をしているところです。1億の訴訟だからといって困難案件とは限りません。外の弁護士に基準どおりの報酬を支払うと高額になりかねませんが、内部の弁護士で対応すると、別途お金はかからず、むしろコストリーズナブルです。もっとも、専門性の高い訴訟については、専門性のある外部の弁護士をお願いすることを予定しております。

8番目の債権管理・回収についてですが、弁護士職員が内容証明を出すことによって、高額滞納案件についても迅速な債権回収が図られているとの報告を受けております。

9番目の条例や政策の立案についてですが、まさに地方の時代であり、地域特性に応じた条例づくりを進めているところです。

最後の10番目に、その他としてまとめておりますが、市民向けのセミナーの講師や、オンブズマンに関する業務も担当しております。市民からのクレームについても、慣れた弁護士職員が対応することによって、一般の職員は本来の業務に専念できております。また、議会対応業務や、福利厚生としての職員法律相談などもやっております。

少し長くなりましたが、地方自治体においては活躍の場面が数多くあることをお伝えしたくて、その一部を御紹介させていただきました。御理解のほど、よろしく申し上げます。

○鈴木次長 ありがとうございます。手短かにまとめていただきまして助かります。次に北川教授、お願いいたします。

○北川教授 北川正恭でございますが、よろしくお願いいたします。私は1990年前後に衆議院議員をいたしております、それで政治不信になったのがまん延して、政治改革をしなければいけないなということでした。そこでその政治改革は、司法と立法と行政の三権が牽制し合っとうまくやるということで、立法府は94年に公職選挙法、政治資金規制法が成立いたしました。そういう中で司法の改革もやろうということが2000年以降に成果を見て3000人体制、是か非かは別にして、そういう変化が起きたということでございます。そ

れで95年に、やはり中央と地方の関係が上下主従から対等協力にならない限りは政治の形は変わらないよねというので、政治改革は公選法改正になったのと併せて、平行して地方分権改革がないときちんとした体制にはならないと。そういうことで95年に地方分権一括法ということになりました。よって2000年に一括法になって、そして段々と進んできて、一昨年には第2の推進法ができあがったという経緯でございます。

さあ、それで、法律的には一応国家は分権国家にはなったわけでございますが、長年の習慣とか意識とか制度が余り変わってございませぬので、その辺りを本当に各自治体のトップなどは御苦勞頂きながら今政治をやっているということでございます。そこで、中央への依存ができなくなった、あるいは、してはならないというような意識の高い首長さんも出てきて、それで依存から自立をするというふうになると、分権の一つの形、自治行政権と言いますか、いわゆる行政をするのに予算の執行、歳出の自治というものが確立されないといけないよねと。それを実効するためには裁量の自治ということで、自治財政権が確立しないとイケないよねと。では、それらを何に基づいてやるかといったら、法律に基づいてやらなければイケないよねと。今までの前例とか中央に尋ねてとかということではない、いわゆる自治立法権というものが三つそろわないと地方政府にならない。これが分権だということで、そこへ行くのになかなか到達していないというのが今日の現状でございます。

そういう中であって、活動領域の拡大ということで、日弁連さんも格別の努力をいただいて、かつてよりは大分変わってはきたとは思いますが、まさに法の支配を行き渡らすのにどうしたらいいのかという、一翼を担っていただく弁護士会さんが相当決意を固めていただかないと、いわゆる自治体などに入って行く場合に、公権力に味方をする弁護士とはあり得るのかという、この理論は私は成り立つとは思いますが、本当にそうだろうかというのを自治の現場で、私は知事をいたした経験がございますが、職員も本当に自立して判断をするときには、法のいわゆる刑事罰を受ける可能性が出てきているわけですね、自立だから。そうすると結論を出しませんよ、行政判断から逃げるということになってしまうということになります。それは結局は市民に対して無責任になって、本当に市民が困るといふ、こっちにウエイトを置いていただければ、いわゆる行政領域に弁護士・専門家が入っていただくことは、これは市民の味方なのだという切実な状態が今あるというふうに申し上げることができると思いますから、今回こういった分科会も立ち上げて、法曹会議でもいろいろな問題が出てきましたけれども、これをきっかけにして、日弁連さんのパラダイムチェンジもしていただかなければイケないし、地方官僚も地方の自治体も相当自立をした発想をしていかないと、本当にこの国のいわゆる分権国家というものが支えきれなくなるのではないかとこのことを心配いたしておりますので、この分科会では、もう理論は相当出尽くしていると僕は思いますので、極端な話をすると、ここで実践を通じて来年3月いっぱい100人、いわゆる自治体に弁護士さんを送り込む。そのためにはどうしたらいいかぐらいの議論をやっていかないと、延々と、いや、それは難しいですとか、弁護士会がどうですか、地方がどうですかといったことの連続の話合いをしていたのでは、何も話した結果にはならないと私は思う。ここに次長がいますけれど、私は日弁連の市民会議の議長をしていまして、ぼちぼち日弁連もパラダイムチェンジをしないとイケないと。自分らの理屈だけでやっていたのでは駄目で、日本の国とか地方は本当に国民や市民は何を考えているかといった立場に立って、法の支配を本当に徹底する先頭に立ってもらいたいということを申し上げたところでございます。したがって、この分科会では具体的に何をすると。今日幾つか

決めて頂くのですけれども、もっと具体的に。本当にやらないと、私は鼎の軽重まで問われる可能性があるということも思って、年来の政治改革をずっとやってきましたけれども、司法の方も活動領域を拡大するということと、それはイコール日本の法制というのは民主国家をつくる一番のツールになるということも私はこの場でお願いをして、本格的に具体的に動くという体制をつくって、そして動いていく。実行体制まで含めて考えていくことを是非進めていく分科会になればと思いますので、皆さん方も御一緒によろしくお願いいたします。

○鈴木次長 ありがとうございます。熱い思いを頂きまして、弁護士会の方にも責任を投げかけていただいたと思っております。具体的でなければいけないだろうと思っております。次に大貫教授、お願いいたします。

○大貫教授 先ほど言い忘れましたけれども、私は中央大学法科大学院で行政法を担当しております。その関係でここにお呼びいただいたと思っております。実は先ほどまでハイテンションで講義をしておりまして、声が枯れているという点、それから、ハイテンションの後のローテンションになっていることをお許してください。

メモを出しましたけれども、皆様のお話を伺っていると、もう以下同文でいいような感じもするのですが、私が少し考えたことを、ほとんど先生方と重なるのですが、申し上げたいと思っております。

ペーパーを見ていただくと、(I)の実行の必要性。これは今まさに直前に北川先生がおっしゃったとおりで、今更ニーズがあるかどうかを検証している段階では全くないというふうに思っております。ニーズはあることが前提で、何をするかということを考えるべきだと思います。ただ、ちょっと心配しているのが、私は大学にいるわけですがけれども、法曹有資格者予備軍である学生に、地方自治体、あるいは公務で需要があるということの認識が余りない。あと、泉市長や、かつての北川知事のような問題意識のある首長は非常に例外的で、自治体の首長さんでも必ずしもニーズに対する理解が充分ではないような気がします。そういう例外的な方を除くと、本当に法曹有資格者の必要性を分かっているのか、ちょっと私は疑問に思っております。だからそこをちゃんと理解していただくことが必要だと思います。

あとはニーズについて、なお調査すべきところが一つだけあって、国におけるニーズがどの程度あるのかという点は、ちょっとよく分からない。いわゆる地方支分部局での状況というのは、実際自治体と同じではないかと思っています。本省におけるニーズはどの程度あるのか、そしてニーズに十分対応できているのか、できていないのかは判断しかねるのですが、かなり確証を持って言えるのは、政府の法案作成機能、それから国会がまさに法律をつくる機能のサポート機能というのが、例えばアメリカなどと比べると決定的に小さい。ちょっと発見できなかったのですが、研究室で行方不明になっているペーパーがあるのですが、アメリカについてちょっと調べた資料がありまして、広い意味での立法機能を支える組織の充実度は圧倒的で、その組織にはたくさんの法曹有資格者がいます。広い意味での立法機能を支えるための弁護士・法曹有資格者の役割というのは、もう少しきちっと認識してはどうかと思っています。これはニーズについてももう少し把握したらよろしいのではないかと考えているところです。

それから、ニーズはあるとはいっても、まだニーズを確認すべきところはあると思うんです。そのためにパイロット事業とかそういうことをやっていって、ニーズの認識とともに方策を考えていくことが必要だと思っています。これが1点です。

それから次に(II) mismatch。十分御存じだと思いますけども、自治体に就職したいと思

っている法曹有資格者、採用したいと思っている人はいるわけですが、ミスマッチが起こっていて、十分に仲介できていない。マッチング機関が必要ではないかと思えます。

(Ⅲ)が情報共有で、今日もいろいろな資料を拝見して、弁護士と自治体を結びつける試みをはじめとして職域拡大のいろいろな試みがあることがわかります。こうした試みの存在について最近になってようやく知ったところで、恐らく私は法科大学院教員としては知っているほうだと思っておりますが、大阪弁護士会の実例などに関する情報が、全国的に発信されているとは必ずしも言えないのではないかと思います。そういう情報をどんどん発信して職域拡大に関わるさまざまな主体の間で共有していくことが必要ではないかと思えます。

ペーパーを裏返していただいて、(Ⅳ)法曹有資格者へのサポートも必要だろうと思っております。いろいろな方の意見を聞くと、六法ができるから採ろうという気では必ずしもなくて、自治体に絞りますと、地方自治法や地方財政法に関する知識というのはやはり必要とされるのですが、必ずしも法科大学院ではこういう講義が開講されているわけではありません。それから予防法学的スキル、政策形成的スキル。これはロースクールでも、充分には与えていません。司法研修所でも同様だと思います。後でも申し上げますけれども、現在の養成制度はやはり事後紛争解決型の法曹の養成に特化していますので、この部分は非常に弱いと思えます。予防法学的スキル、政策形成的スキルをどういうふうに獲得させてやるかというのは一つの課題だろうと思えます。ただ、法科大学院だけでは担えないと思えます。公共政策大学院とか、そういうところと連携しなければいけないのだと思っております。それから、よく言われるのは、弁護士としてのキャリア形成への不安というのがよく言われます。自治体等に行って帰って来たら、どこにも行きようがなくなるということでは困るということによく聞きますので、こうした不安をどういうふうに払拭できるのかということがあるかと思えます。

(Ⅴ)採用側へのサポート。財政的なサポートです。これは泉市長の話を知ると、余り気にする必要はないのかなとも思いました。弁護士一人を雇うのに市民1人2円の負担ですか。

○**泉市長** 市民1人あたり月額2円、1年間12か月だと24円、それに、明石の人口の30万人分を掛けると、弁護士1人の人件費程度の720万円になるという計算です。

○**大貫教授** 自治体の方にお話し聞くと、お金がないとよくおっしゃるので、だとするならば、国からの補助とか、自治体間での法曹有資格者の共同採用とか、そういうスキームが必要なのかもしれないと思えます。これは泉市長など自治体の方のお話をお聞きしないとわからないことです。

最後の(Ⅵ)ですが、これは実は最も重要ではないかと思っております。法曹イメージの転換が不十分ではないかと思っております。先ほど申し上げたように事後紛争解決型、法廷中心型法曹を養成するという事で法科大学院、法曹養成制度は動いていると思うのですが、自治体や国で求めているのは、そういう法曹でもあるのですが、紛争が起こらないようにする、リスク回避にちゃんと動ける、条例・法律を使って政策を積極的につくっていける法曹というのがむしろ求められていると思えます。こうした法曹の養成は法科大学院等では必ずしも対応されていないところだと思っております。法曹有資格者の就職先がないというのは、旧来型の法曹を前提とするとそうなのだろうという気がするのですが、ちょっと発想を変える必要があると思えます。いま求められているのは旧来型の弁護士・法曹有資格者ではないのだという発想が、採用側、法曹有資格者の双方に必要なだと思えます。それが職域拡大の議論では一番必要かというふうに思っています。

つらつらと思い付きを申し上げましたけれども、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木次長 ありがとうございます。特に法曹養成に関わる部分に関連付けていただきまして、ありがとうございます。いずれの先生方からも、弁護士、あるいは既存の法律家のイメージを変えていかなければいけないのだという御意見も頂いたところで、また更には、この分科会は実行していくところなのだ、意見交換をしているだけでは駄目だということも言っていて、今後の運営に当たっても、この点は配慮していく必要があるだろうと思っております。

以上の問題意識を示していただいた上で、さはさりながら、これまでの取組の状況と現況について、簡単に御説明させていただければと思います。これまでの国・地方自治体・福祉等における法曹有資格者の活動に関する取組の状況や、それに関する現状等についての御説明をさせていただきます。

まず私から、弁護士等の国や地方自治体への赴任状況について、御説明させていただきたいと思えます。まず国・中央省庁等への任期付公務員という身分で赴任している弁護士の概要については、資料10-1、通しページでは41ページになります。こちらを御覧ください。これは日弁連が毎年発行しております弁護士白書に掲載予定のものでございまして、2013年6月1日段階のデータでございますが、合計で89名の弁護士が中央省庁に赴任していることがわかります。また43ページですが、同様に地方公共団体に赴任している弁護士の数ですけれども、こちらは31名となっております。これら今申し上げました数字につきましては、飽くまで弁護士登録を維持したまま任期付公務員となっている者の数でございます。対しまして資料10-2、45ページですが、弁護士登録を外した者も含めたデータが掲載されております。こちらは人事院で把握しております中央省庁の在職者のデータでございます。平成24年時点で在職者数は149人となっておりますので、先ほどのデータに比べますと60名程度多いこととなります。また資料11には、弁護士登録をしていない者も含めて、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の数を掲載しております。こちらと資料12の地図ですけれども、こちらは日弁連の資料になります。なお、資料12は資料11のデータを全国地図に落とし込んだものでございまして、どこの地域に法曹有資格者が赴任しているかが一見して分かるように作成させていただいております。また資料11、47ページですけれども、所属の部署、総務系が多いように見受けられますが、一部子供の関係、あるいは福祉の関係等々も散見されるところでございます。こうした部分についても、先ほど泉市長からこういったところで働けるのではないかというお話もございましたので、今後議論をさせていただければと思います。

次に、また私からになりますけれども、被災地の自治体への弁護士派遣等の取組について、御説明させていただきます。日弁連では被災地の復旧・復興のための人的支援の在り方について、被災当初から様々検討してきました。そして地元の弁護士会から状況を聴取するとともに、昨年以降、東北沿岸部の自治体へ日弁連の弁護士職員を派遣してニーズ調査を行ったところ、幾つかの自治体において弁護士を職員として派遣する人的支援の要望が出されました。そこで派遣する弁護士について、法務省・法テラスとも連携して協議を重ね、本年4月には宮城県松島市の市役所に法テラスの常勤弁護士、いわゆるスタッフ弁護士を1名、任期付職員として派遣し、5月には宮城県石巻市の市役所に任期付職員として第二東京弁護士会所属の弁護士1名を派遣させていただいております。この辺りの資料が51/63ページ、資料13でございます。具体的に行っている地域等については52/63が実績として挙げられております。その

後も継続して法務省・法テラスと連携し、現在までのところ、岩手県の山田町、宮城県の気仙沼市、福島県相馬市、福島県浪江町の各自治体に弁護士を派遣してきております。また、岩手県や宮城県の県庁において、被災事業などへの対応のために、独自に弁護士を任期付職員として採用していただいております。日弁連ではこれらの弁護士に対しても他の派遣弁護士と同様に研修や意見交換会などの開催をし、バックアップをしてきているところでございます。被災地の復旧・復興のためには地元自治体のマンパワーが不可欠になっておりまして、現在も継続している高台移転事業等、法律問題を内在する復興事務の推進のためには、法律専門家である弁護士が自治体の職員となり、継続的に事務に関与し、迅速に対応することがますます必要となっております。今後の復旧・復興事業の進展によっては更に幾つかの自治体から同様の要望が出てくるものと思っておりますし、更にこれに留まることなく、引き続き法務省・法テラスとも連携を取らせていただいて、支援の在り方を検討しているところでございます。以上、被災自治体への弁護士派遣等の取組についての御説明でございました。

次に地方自治体と弁護士会の連携の実績について。こちらは岸本弁護士から御説明をお願いしたいと思います。

○岸本弁護士 大阪弁護士会行政連携センター事務局長の岸本佳浩と申します。別冊の大阪弁護士会の取組の資料を御覧ください。

大阪弁護士会では本年4月1日より全国の弁護士会に先駆けて行政連携センターを発足させました。先ほど先生方から日弁連に対して厳しい御指摘がございましたけれども、大阪弁護士会では既に自治体にニーズがあるという前提で具体的な実行段階に入っておりますので、本日は取組を御紹介させていただきたいと思っております。行政センターでは7月18日に記念シンポジウムをしまして、その際に明石市の泉市長には祝辞を頂戴しました。ありがとうございました。本日は今日の分科会の参考に、大阪弁護士会の取組を紹介させていただきます。

冒頭に、これまでの取組を通じて感じているところを4点に集約して御報告させていただきます。レジュメに入る前に4点御説明させていただきます。第1点は、行政領域における地方自治体のニーズは、まさに地方にあるという点でございます。第2は、基礎自治体と地元の弁護士会とは日頃からお付き合いがあり、既に幅広い分野で行政連携が行われているということでございます。したがって、地元弁護士会は地方自治体と連携する機能を既に持っているという点を御指摘したいと思います。第3に、今後目指すべき方向性の一つとしては、地元弁護士会の持つ既存の行政との連携機能を強化していくことが有益だろうと考えております。第4に、そのためには日弁連が旗振り役となりつつ、地元のことは地元で連携強化する仕組みを全国に広げていくことが有益だろうと考えております。

それでは今申し上げた考えの背景にある事情につきまして、レジュメに沿って私から御説明を申し上げます。

まず第1の項目では、弁護士会の現状を報告させていただきます。資料1、通しページの3ページを御覧ください。これは大阪弁護士会内部の状況をイメージ図にしたものです。現在大阪弁護士会では69の委員会と協議会がございます。それぞれの委員会は多様な分野で専門性の向上を図りつつ、地方自治体の各部門との間で日頃から連携して活動を行っております。

続きまして資料2、4ページ以下を御参照ください。これは大阪弁護士会に行政連携センターが発足する2年前に、現状把握のために、委員会と行政機関との連携状況を調査した結果を抜粋したものでございます。今日話題になっております高齢者、障害者、その他消費者、子供、

様々な分野で地方自治体との連携が進んでいることがお分かりいただけると思います。今話題になっております自治体債権に関する取組につきましても、東京弁護士会の先駆的な取組を大いに参考させていただきました。正直私ども、調査結果を見るまでは、ここまで連携が進んでいることを把握しておらず、驚いた次第でございます。なぜ分からなかったかと申しますと、やはりお役所と同じように、弁護士会は縦割りで活動しているという点がございます。したがって、本日、日弁連の委員の方々も御存じないでしょうし、ましてや外部の方々には見えないという状況にあると思います。見えないだけで、何もしていないわけではございません。実は相当程度の連携が行われているということです。これが現状です。私ども大阪弁護士会が行っている行政連携の取組は、まさに縦割りに横串を刺して、内部からも外部からも目に見える形にしていこうという点に意義がございます。まとめますと、地方自治体と地元弁護士会との連携は相当進んでおり、弁護士会は自治体との連携機能を有しているということになります。

続きまして、第2に入らせていただきます。私どもは地方自治体のニーズに応える組織としては弁護士会がふさわしいと考えております。その理由の第1は、自治体のニーズは多様性、専門性、そして迅速性を上げることができます。まずニーズの多様性の背景としては、組織規模の大小、財政状況、被災等の環境要因などが挙げられます。今、例えば弁護士が任期付職員として自治体サイドに入ることがトレンドになりつつありますけれども、しかし常勤職員として雇うほどのニーズがない、あるいは予算がないという自治体はどうすればいいのでしょうか。また、行政分野の多様性としては、総務部門以外に福祉部門、住民サービス部門に分かれ、更に業務が細分化され、かつ専門化している点がございます。任期付公務員が配属される部署は通常、総務部門となっております。福祉部門、住民サービス部門の専門的なニーズに的確に応えられるでしょうか。もちろん、例えば福岡市のように児童相談所に弁護士を採用した場合は別です。なおかつ、地方自治体の業務ではタイムリーかつスピーディーに対応することが求められています。このように地方自治体のニーズといっても、任期付職員を雇用すれば全て解決するというような、そう単純なものではないということが我々の活動から分かってまいりました。自治体の多様なニーズに応えるためには、弁護士を活用する際の手法に多様性があることも十分に踏まえて、弁護士の内部化だけではなく、外部化、その選択肢の多様性も考えることが必要だろうと考えております。

他方、弁護士会側の事情を挙げますと、弁護士会が公共性、多様性、専門性、マンパワーを有している点を挙げるすることができます。御承知のとおり、弁護士会は弁護士を構成員とする唯一かつ最大の団体でございます。そして弁護士会は、人権擁護、社会正義の実現のための団体であり、公共性を有しております。弁護士は誰しも世のため人のために役に立ちたいという志を持っております。そのような思いは自治体職員の方々とも相通ずるものでございます。そして弁護士会には先ほど御覧いただいたような多彩な委員会活動があり、公益活動の実践を行っております。任期付職員をどのように拡大していくかが話題になっておりますけれども、単に若手弁護士に例えば広報する、あるいは講義形式での研修をすれば志願者が増える、あるいは専門性を養えるという、そういう単純なものではございません。私達は委員会活動を通じてこそ、多様性、専門性、公共性が養われ、あるいは自治体に興味を持つ弁護士の裾野が広がり、そして自治体のニーズにもマッチしたものになると考えております。その意味で弁護士会には人材養成機能、シンクタンク機能、人材バンク機能があると言えます。また、自治体に活用していただく弁護士や任期付職員の供給源にもなり、任期付公務員になられた方々への弁護士会

からのバックアップも期待できるということになります。

それでは自治体のニーズと受け皿である弁護士会とをどう結び付けるかということになりますけれども、現実には、第3に入りますけれども、アクセス障害がございます。資料3，7ページを御覧ください。これは自治体から見た課題を分析したものです。自治体には顧問弁護士がありまして、既に活用が図られていると思われまます。しかしながら顧問弁護士以外の弁護士と自治体との間にはアクセス障害がございます。例えば自治体から見て、顧問弁護士以外に、どこにどんな弁護士がいるのか、そもそも情報がありません。情報がなければ活用のしようがありません。また、自治体職員に話を聞きますと、多くの方が顧問弁護士とも話をしたことがない、ましてや顧問弁護士以外の弁護士なんて知らない、近付きにくいという反応を示されます。このような意識が変わらなないと活用のしようがありません。次に資料4，8ページを御覧ください。他方、弁護士会から見た課題を分析いたしました。自治体と弁護士会の委員会等では活発な連携が図られております。しかし弁護士会と自治体との間にアクセス障害がございます。というのも、弁護士会は縦割りになっているため、どの委員会がどの自治体とどんな形で連携しているかを把握しておりません。情報がなければ自治体に向けて情報を発信しようがありません。また、自治体職員は弁護士会に対し縁遠い存在だという意識を持っており、この意識が変わらなければ弁護士会にアクセスしようがありません。

そこで、レジュメの第4に入ります。そこで大阪弁護士会としてはどのような方向を目指すべきかを検討いたしました。そして地方自治体と弁護士会との既に持っている連携機能を強化していこうと考えた次第でございます。資料5，9ページを御覧ください。ここで連携と活用という言葉を意識的に使い分けております。自治体と弁護士会との関係は連携、自治体と個々の弁護士との関係は活用と整理しております。よく自治体は弁護士を活用すべきだと言われます。ゴールは弁護士の活用にあるわけですがけれども、しかし活用するにふさわしい弁護士がいったいどこにいるのか、自治体には全く情報がございません。そこで自治体と個々の弁護士の間を取り持つ役割が弁護士会ということになります。地方自治体が弁護士会との連携を深めれば、自治体の実情やニーズにマッチした方法あるいは業務分野で、必要とする弁護士にたどり着く、そういう近道になるというふうに考えた次第でございます。

続きまして、レジュメの第5に入ります。先ほど北川先生から日弁連はパラダイム転換をしなければいけないと言われましたが、大阪弁護士会では既にこのパラダイム転換もしております。弁護士会と自治体とが連携する際の理念としましては、住民福祉の視点、あるいは法の支配の拡大、そういった点から考えております。住民福祉の観点では、弁護士も自治体もパートナーの関係にあると言えます。コンプライアンスとの観点では、自治体は法のユーザーであるということになります。このように考えますと、弁護士会も自治体も目指すべき方向性は同じであるということが分かります。

続いて第6，具体的な方策に入ります。大阪弁護士会としては自治体とのアクセス障害を解消するために取り組んでまいりました。一言で言いますと、大阪弁護士会では自治体と連携する機能を強化するために、まず組織として取り組む、マネージメントを行う、広報機能、窓口機能、マッチング機能を持つ仕組みをつくりました。代表例が今年4月に発足いたしました行政連携センターでございます。また、「行政連携のお品書き」というものを発行いたしまして、弁護士会内部の情報を「見える化」いたしました。まず行政連携センターの発足の詳細業務につきましては、時間の関係で省略させていただきますけれども、資料7，資料9に掲載されて

おりますので、適宜御参照ください。続きまして資料8，14ページを御覧ください。これは大阪弁護士会のホームページのトップページでございます。左のバナーのところに「自治体・行政の方へ／行政連携センター」というバナーがございます。まだ小さいバナーでございますけれども、自治体向けページを開設している弁護士会はほかにはないと思います。15ページを御参照ください。これは自治体向けの事業概要を掲載したものです。16ページから17ページは、大阪弁護士会ホームページからダウンロードすることができる自治体専用の申込用紙になっております。弁護士会にも自治体にも非常に利便性が良くなりました。続きまして資料10，25ページを御覧ください。これはお手元に別冊の綴りがございますけれども、「行政連携のお品書き」という冊子でございます。ここに1番から42番のメニューがありますけれども、このメニューのほとんどは既に大阪弁護士会で行政連携センターが発足する前から実施しているものでございます。取り立てて新しいことを始めたというものではありません。このような取組を全国の弁護士会でも取り入れることができれば、それだけでも自治体との連携機能が相当高まるものと思われれます。既に本日お配りいただいておりますように、福岡県弁護士会でも福岡版「行政連携のお品書き」を発行され、他の弁護士会にも広がりつつあります。詳細説明は省きますけれども、お品書きのコンセプトは2点ございます。第1は、弁護士会の強みをお伝えする。弁護士会は自治体にとって頼れる存在であるということをお伝えすることにあります。第2は、利用者である自治体の利便性に配慮して、使い勝手の良いものにしております。自治体の業務分野に対応する形でメニューをつくっております。また、利用実績も掲載しております。

最後にレジュメの第7に入らせていただきます。行政連携センターの実績・効果でございますけれども、行政連携センター発足後の実績につきましては、委員会委員の推薦、講師派遣、弁護士紹介など、ここに掲載されているとおりです。このほか、特徴的なものとしてしましては、弁護士会では弁護士向けに研修しておりますけれども、自治体職員が興味を持ちそうな研修講座につきましては、自治体職員にも案内をして受講できるような講座を設けております。

そして最後に、センター発足に伴う自治体のニーズ、あるいは自治体職員の意識の変化について、御報告させていただきます。お手元の資料の33ページを御参照ください。これは行政連携センター発足記念シンポジウムに当たって、参加されました自治体職員にアンケート調査をした結果でございます。自治体債権管理の分野、行政対象暴力の分野、コンプライアンス、任期付公務員の分野についてのニーズが高いという結果が出ました。34ページを御参照ください。これも概ねこういう結果になっておりますけれども、災害とか被災者支援、あるいは学校問題、福祉の問題。これはこの全体の中で見るとパーセンテージは少ないのですが、主に参加される自治体職員が総務系の方々が多かったということでこういう結果になっているだけですので、例えば福祉の分野に限って福祉系の職員の方に参加していただければ、あるいは自治体の危機管理を扱っている方々を対象に講座を設ければ、非常に多くのニーズがございます。

最後に35ページ，36ページを御参照ください。行政連携センター発足に伴って、自治体職員の声を見ましたところ、弁護士・弁護士会との距離感が身近になった、うるさい存在のイメージが変わったというような声を頂いております。そして36ページでは、行政も弁護士も社会正義の実現という目的は同じだ、このような取組は必要だといった御意見を頂いております。報告は以上でございます。

○鈴木次長 ありがとうございます。大阪における取組を中心に、御説明いただいたところでございます。

次に、最後になりますけれども、福祉における法曹有資格者の活動について、若干の御説明をさせていただきます。資料14、通しページの59ページでございます。

福祉施設において法曹有資格者が関わる場面について、福祉施設も一般の企業・団体と同じように組織の側面があり、他方、取扱分野が福祉ということから、福祉特有の側面があると思われま。また、施設内で生じる事情と施設外において生じる事情があります。法曹有資格者はそれぞれの場面に関わることができることになると思います。

まず組織内に関しては、一般の企業・団体と同じく、組織という側面で、コンプライアンス、労務管理、一般的な規則、契約書の作成といった部分で法曹有資格者が関わるができると思われま。ただ、福祉という取扱分野から生じる特色として、障害者虐待防止法に関わる体制整備等、例えばマニュアル作成、虐待との境界の検討等がございます。また、施設利用者が障害者であったりすることから、職員と利用者との間で生じる問題、施設利用者間で生じる問題がございます。このような問題の調整・対応も法曹有資格者に期待される場面であろうかと思われま。また、利用者の特性から、生活保護申請に関する援助、親なき子の成年後見制度、障害程度区分等への不服申立など、一般的な法的サービスの享受という分野でも法曹有資格者が関わるができると思われま。

次に施設外に関しては、これまで職員が対応していたわけですが、職員の方々は対外交渉を専らの得意分野としているわけではございませんでした。施設利用者と近隣で生じるトラブル、対行政との交渉といった部分については法曹有資格者の能力も発揮できるものと思われま。また、法曹有資格者が関わることで福祉施設の実態が外部に知れ、一般社会にも周知されるという効果が期待されるのではないかと思います。こうした福祉というものを周りに知らせていくという効果もあり得ると思っております。

最後に、これまで地方自治体でも指摘されておりましたけれども、福祉施設においても顧問弁護士などの組織外ではなく、組織内に法曹有資格者が入ることによって、事態が深刻化する前に早期に対応が可能になるというメリットがあるように思われま。また、今後の福祉の在り方として、利用者を山の中にある施設で生活させるのではなく、地域社会の中で生活していただくというふうな変化が生じていくと、社会との接触もますます増え、法的リスク管理の必要性は高くなり、法曹有資格者の必要性はますます高まることになろうかと思われま。田島座長からもございましたように、福祉との関係、今後ますますこの分野での有資格者の関わりが必要となってくるものと思っております。簡単ですが、紹介させていただきました。

続きまして、本分科会の下で進めてまいります国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の案を幾つかお示ししたいと思います。まず条例づくり・レビュー等支援の研究について、幸田弁護士から御説明を頂ければと思います。

○幸田弁護士 資料15-1、通しページの61ページになります。先ほど北川先生からお話がありましたように、地方分権時代における自治体の自己決定・自己責任のバックボーンは自治立法権であると考えております。その意味で自治立法権としての条例制定は極めて重要でありまして、この自治立法権を活用しなければ、いつまで経っても分権時代は到来しないと言っても過言ではないと思われま。しかしながら近年、地域の課題に的確に対応する独自条例の制定というのは必ずしも活発とは言えない状況でございますし、また、地方議会における政策条

例の制定が求められておりますが、議会事務局の事務体制は一般的には脆弱でありまして、政策条例制定がなかなか進まない原因ともなっております。そこで、弁護士の幅広い法的知識や経験を自治体の政策条例及び地方議会の政策条例の制定に活かしまして、独自条例の制定支援を行うことによって、より質の高い条例を制定していくということが大変重要だと考えております。これまで条例制定や政策法学的観点からの取組としましては、先ほどもありましたが、弁護士グループの、例えば東京弁護士会のグループによって債権管理条例の制定支援が行われてきました。東日本大震災の被災地においては、現在、全国一律の法令を適用したのでは地域の実情に合わないいろいろな問題を生じていますが、このような事例に対して法令や条例による解決策の検討に取り組んでいるところであります。また、具体的に条例としては、今年4月に施行されました飯田市の再生可能エネルギー条例という、地域環境権を規定するなど画期的な条例でございますが、再生エネルギーに詳しい弁護士の支援によって制定されたものでございます。このような様々な専門分野を持つ弁護士がそれぞれの専門的知見をベースにして連携・協力を行って条例制定を支援していくことは効果的であると考えております。国全体としての取組、日弁連全体としての取組として旗を振って、独自条例の制定支援を促進していくということになれば、多くの課題を抱える自治体も呼応することになりますし、それに関わる弁護士も多く集まって支援するということが期待できると思われまます。

このプロジェクトは、自治体の課題に応じて幾つかのモデル的な条例制定の支援や、既存の条例のレビューを行いまして、その成果を示すことを通じて、地方分権時代の独自条例制定の活発化を図るとともに、地方行政の政策に通暁した弁護士の裾野を広げていくことを可能とするものと考えております。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。次に地方自治体と弁護士会の連携構想全国版について、谷垣弁護士から御説明をお願いいたします。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。事務局提出資料の最後のページ、資料15-2に簡単なパンチ絵を御用意させていただいておりますが、全国版行政連携構想(案)について、簡単に御説明させていただきます。

この構想につきましては、一言で言えば、冒頭にもございましたとおり、地方自治体の法的ニーズに対応し、法的サービスを提供するための広報、情報提供、研修、それから弁護士と自治体のマッチング等を行う体制を全国的に整備するというものでございます。いささか抽象的な表現となっておりますが、お叱りを受けるかもしれませんが、この中で日弁連が担うべき役割や機能として、次の二つの方向性ないし観点から検討を進めているところでございます。

一つは、先ほど岸本弁護士から説明がありましたように、大阪、あるいは福岡等で自治体と地元弁護士会との具体的な連携の仕組みが築かれようとしているわけですが、こうした各地の弁護士会による行政連携の組織的な取組を全国の他の各弁護士会にも拡充し、より一層強化していくという役割でございます。もとより各弁護士会の規模、あるいは地域の実情・ニーズに応じて連携の手法というのは様々あって然るべきところではありますけれども、各弁護士会における行政連携の取組を見える化すること、更にそのニーズの掘り起こしや、新しい連携手法の開発につなげていくという方向性については共通の課題ではないかと思っております。また、自治体と弁護士との相互理解を深め、自治体の内外で活躍する弁護士の裾野を広げるためにも、多くの弁護士が地元弁護士会の委員会活動を通じて自治体と連携し、自治体職員の方々との顔が見える関係を地道に築いていくこと、このことが非常に重要ではないかと考えております。も

う一つでございますが、現時点において、このような各弁護士会レベルにおける組織的な行政連携の取組は全国的に見ますと必ずしも十分ではない状況でございます。その中で各弁護士会が本来有している行政連携機能、これを補完するために、オールジャパンレベルでやるべきこと、やれることがあるのではないかとこの視点でございます。例えば先ほど幸田弁護士から説明のありました条例づくり・レビューに関する研究支援なども、こうした観点から位置付けられるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、日弁連がこのような役割・機能を果たしていくための具体的な仕組み・取組につきましては現在、若手法曹センターの公務員任用支援PTにおいて議論をしているところでございますが、まずは我々弁護士や弁護士会が自治体のニーズをきちんと把握し、しっかりと受け止めること。そして各弁護士会レベルで取り組んでいる行政連携に関する情報を集約し、更なる施策につなげていくところから出発する必要があるのではないかと考えております。また、こうした具体的な取組・仕組みに加え、実際にその活動を実行していくための体制につきましても、こうした議論を踏まえ、今後、若手法曹センター等の既存の関連組織を整理・統合するなどの検討も行いながら議論を進めていく予定でございます。本日のところは以上でございますが、次回の分科会にはこうした議論の状況をもう少し具体的にお話しできるのではないかと思います。

○鈴木次長 ありがとうございます。

それでは、ここからは国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策、今御説明がございましたが、こうした案についての御質問・御意見を頂き、更に意見交換を進めていきたいと思っております。どなたでも御質問・御意見のある方、お願いいたします。

○北川教授 谷垣先生にお聞きしたいのですけれども、是非具体的に進めてもらうのに、次回はどこまで行くということまでは言えないのですか。そうやって言っていないと、また難しくなったということになると思うので、決意表明を。

○谷垣弁護士 是非私も、ここまでやらせていただきましたと申し上げたいところではあるのですが、如何せん現状で、この段階でお約束するのは難しい状況にございまして。

○北川教授 じゃあ何のためにこれはできたの。本当にそういうことで議論していかないと、この段階ではできないとか、難しいとか、そういうことでずっと来たら、みんな僕はできないという感じがして。大変失礼な言い方だけど。今日は私はそういう役目だと思っているのですが、12月の2回目にはここまでは行こうとか、行きたいとか、行くとか、日弁連を説得するとか、何かそんなことがないと、推進の母体のここがそういう形で行きますか。

○泉市長 関連して発言させていただくと、まさに北川先生がおっしゃるとおりで、抽象論の時代は終わりました。日弁連の会長も、10月22日付で会長声明を出しておられます。お手元に会長声明が配布されておりますが、最後の3行が重要で、「より積極的速やかに」、「全力を挙げて取り組む」と書かれておりますので、その言葉どおり、日弁連として、速やかに全力を挙げていただけるものと認識をしております。

そこで、具体的な話として、是非お願いしたいのは、先ほど紹介のあった行政連携のお品書きを、次回分科会の12月3日までに、47都道府県の全ての単位会でつくっていただきたいということです。全ての単位会でつくれると思います。完璧なものでなくて結構ですので、全ての弁護士会で取りまとめを早急にやっていただいて、お品書きを揃えていただきたい、組織

的には各単位会で担当副会長をお決め願いたい。行政連携を所管する担当副会長をお決めいただいて、担当副会長会議をしっかりやっていただいて、責任のある、実効性ある形をお願いしたい。繰り返しになりますが、12月3日までに全ての単位会で、今日は大阪と福岡が出ておりますので、残りの会もお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○谷垣弁護士 努力させていただきます。

○鈴木次長 日弁連としてこれを進めなければいけないということで会長声明を出させていただいております。各会に働きかけをするということにはなろうかと思いますが、各会は各会で、そういう意味で言うと独自の組織ではございますので、その辺は働きかけをしながら、3日までにとということで、どこまで応じるのか、どういうスケジュールで行くかということについては速やかに検討させていただいて、次回その御報告はさせていただきます。

○北川教授 鈴木さん、そんなきれいな言葉ではなくて、本当に場面が変わったということの認識がどこにあるかということをおは本当に議論してほしい。だから、それは難しいとか、そんなことを言っていて結論が出なかったら、何のための分科会なんですか、これは。

○鈴木次長 分かりました。

○北川教授 分かったのなら、あなたがそんな返事をしたら駄目ですよ。もうちょっと、きちっと代表するという努力をして、例えば谷垣さんと相談をして、そういう返事にならないと、いかんですよ、これは。本当に進まないですよ。

○泉市長 基本的に大阪と福岡のペーパーがあるわけですから、これを各単位会にお送りして、早急に取りまとめをお願いすると。場合によっては幾つかの単位会は出てこないかもしれませんが、少なくとも会長声明で全力を挙げると言っておられるわけですから、速やかに全力を挙げて、間に合うようお願いしたい。ベストを尽くした結果、どこかの単位会が間に合わないのかもしれませんが、間に合うべく、お願いしたいと思います。

○北川教授 だからこの会議がね、鈴木さん、今まではそうだったんですよ。なかなか難しい、いろいろ難しいが重要だということで終わったら、この分科会はやる意味なし。

○鈴木次長 それで終わらせるつもりはありません。

○北川教授 それなら言葉で表してくれないといけませんよ。それはいっぱい逃げられる返事ですよ。駄目。だから具体的にきちっと詰めていって、最大の努力をしてという姿勢と、やるだけの範囲でやりますよと言うのなら、この分科会はもうやめましょう。本当にそうですよ。みんなミッションを持ってやっているのだから、この際だと僕は思います。で、私が場違いな、タイミングが狂っているというのだったらおっしゃってくださいよ。今がタイミングではないのかということをおみんなが共通認識をしてやっていく方が、僕はいいと思う。私が本当に場違いなことを言っているのなら、どうぞ皆さん、おっしゃってください。それでやっぱり進めていかないと、こういう会は進まないですよ。僕も分かるんですよ。やっとここまで来たのだから、ここで会長声明まで出て、そして活動領域の拡大で法曹界のいろんなことが出て、じゃあどうしようかという高らかな設計とか、そういう背景があるんじゃないかと私は思って申し上げているので、谷垣さんも鈴木さんも、今までのパラダイムとあなた方の現状は変わっていない。

○谷垣弁護士 非常に有り難いお言葉を頂きました。

○北川教授 何が有り難い。本当に駄目なんですよ。場合によってはここへ会長を連れて来るとか、何かやったらどうですか。ちょっと失礼だけど、これぐらい頑張らないと、進まないで

すよ、この議論。何回も議論ばかりして。

○大貫教授 会長がお出でになると、なかなか大変なので。

○北川教授 すみません。調整してください。

○大貫教授 問題点を整理したほうがいいような気がします。大阪弁護士会の取組、条例レビューの取組と、全国版行政連携構想、これらは大変素晴らしいと私は思っておりますが、これらの取組は、どちらかという外から手伝っていくという連携。この分科会でやろうとしているのは、むしろ、弁護士・法曹有資格者を内部化する手法として何があるのかということだと思います。条例づくり・レビュー研究会も外から自治体をお手伝いするということですよ。そうではなくて、むしろここで考えたいのは、弁護士・法曹有資格者を自治体内にしているにはどうしたらいいかということだろうと思います。だから、外から自治体を助力する取組もいいのですが、これをやって、内部には弁護士・法曹有資格者は要らないよという議論が出てくると、少し困る気もします。

○岸本弁護士 大阪弁護士会の取組は、行政との連携の中の一コマとして任期付公務員の採用支援というのをやっております、昨年度も幾つか自治体を招いて、任期付公務員をパネリストにして懇談会をやりました。今年度もその懇談会をやっておりますので、任期付公務員の拡大にももちろん取り組んでおります。

○大貫教授 それは実際にここで見ただけですけど、そうすると、北川先生のおっしゃることは本当に重要なんですが、その前に、明らかにニーズがある分野、福祉とか学校とか。特に福祉はあるわけですね。児童相談所の方のヒアリングをしたときに、全国全ての児童相談所に要ると断言されているわけです。そういうニーズがあるとわかっているところに切り込んでいく、派遣の仕組みとか、そんな大胆なことは申し上げませんが、何か考えられないのかと思うのですけど、どうなのでしょう。

○北川教授 僕もちょっと疑問に思っていて、マッチングで、任期付採用のウエイトが随分低いなと思って、「あつ」と実は思ったんです。実は行政需要で、外部のあれは確かに大切だからとてもいいことではあるけれども、法の蓄積といいますか、あるいは職員も変わっていくとか、内発的に分権自立したときに、いわゆる依存から自立にするという、そういうところも含めて、やはり内部にいないと実際に本当に法が蓄積されていかないという心配があるからこそ、まさにこのマッチングは大賛成で素晴らしいとは思いますが、もう少し任期付のことをやって、外部で対症療法とかいろんなことは大変大切だけれども、今までの立ち位置とは変わって頂く部分があって、内部で大いに議論して、そして職員が納得して、今までの不幸なマッチングのタイミングではなしに、やっぱり本当に弁護士の先生は良かったよねというのが、みんなそういう努力をすとなっていく実態を増やしていただくと、本当に弁護士の先生だけではなしに、弁護士先生によって自治体の300万の職員が法に基づいて行政判断すると力強い判断をしていただくし、場合によっては逮捕を免れて、きちっとした対応ができる。そういうふうなことも是非お願いしたい。

○岸本弁護士 当然そこも視野に置いています。ただ、例えば弁護士の任期付公務員を自治体が公募したときに、なかなか応募がないという実情があります。そういう中で私どもが取り組んでいるのは、日頃の委員会活動の中で自治体の方々とできるだけ多く接する機会を持つと。それによって若手の弁護士が自治体業務に馴染んでもらって、それが急がば回れで効果があるだろうと思っています。

それともう一つ。大阪弁護士会では司法修習生の選択型実務修習をやっている、行政分野もやっています。その中で毎年1回、二つの自治体に司法修習生を受け入れてもらって研修をやっています。そういう研修を経験した弁護士が行政分野の委員会に所属する。それで所属した後、自治体との連携活動にも入っていく。そういう方々も増えています。そういうことも視野に、最終的には任期付公務員になるということも視野に置きながら、その供給源になるような人を育てていこうというふうに今取り組んでいるところです。

○北川教授 だからそういう努力が足りなかったから、今一所懸命バックグラウンドとか背景を整えていただいているわけですね。

○岸本弁護士 そうです。

○泉市長 私は両方だと思います。もちろん弁護士が地方自治体に常勤で、かつ複数いるのが望ましいとは思っておりますが、常勤だとしても、全て対応できるわけではなく、より専門性の高い分野は非常勤であっても、外部の力が必要だったりもしますので。まさに常勤・非常勤、場合によっては有償・無償も含めて、いろんな組合せがあるということだと思っています。

大阪の取組は、地方自治体と弁護士が仲良くなるといいますか、既に行われている連携をきっちり整理するという意味でのお品書きの意義は大きいですし、そういったことを通して、地方自治体と顔の見える関係を築いていくということも非常に意義は大きいと思います。そういう中で一緒に広げていけばいい。

大阪弁護士会に特にお願いしたいのは、自治体弁護士のゼロワンマップについてです。大阪弁護士会は自治体弁護士のゼロワンマップを既に作成しておられます。大阪の全ての市や町でゼロワンではなく、すなわち、0人でも、1人でもなくということですから、複数が望ましいという観点だと思いますので、是非とも大阪において、先駆的にゼロワンマップをきれいに埋めて、全部の自治体で2人以上ということにしていきたい。

○岸本弁護士 考えております、それは。

○中西参事官 中西ですが、岸本さんに御質問したいのですが、先ほど公募があっても応募する人が少ないと。その辺の原因は。

○岸本弁護士 原因はよく分からないのですが、自治体名は出せないのですが、応募したけれども応募者が少なく、最終的には内定した方も辞退してしまったというような事情があります。あとは公募しても少ない原因として、例えば自治体の方は年度末になって初めていきなり公募するんです。例えば1月に公募して4月に採用というわけです。だからその採用スケジュールが実際の弁護士が事務所を辞めて手を挙げるというタイミングと合わないということもあります。だから我々が取り組んでいるのは、弁護士で任期付公務員になろうとしている人の実情を踏まえて、自治体にはこういうタイムスケジュールで応募活動をされた方がいいですよというアドバイスをしています。

○泉市長 その点で二つ指摘したいことがあります。一つは、今おっしゃったように、行政サイドとのすり合わせ、情報の共有化ができていなくて、マッチングがうまくいっていないということです。これはまさにおっしゃるとおりで、採用しようとしている自治体に早期のすり合わせをしていくことが重要だと思います。

もう1点は、日弁連という組織を挙げて応援をすべきだということです。具体的に申し上げますと、明石市の場合、任期付の専門職として、弁護士以外に臨床心理士や社会福祉士も採用しておりますが、臨床心理士や社会福祉士会は、会を挙げて全国の全ての会員に明石市の募集

要項を送付していただいております、費用も無料です。また、臨床心理士会の会報、社会福祉士会の会報でも、明石市が募集していることを御紹介いただいております、まさに会を挙げて応援をいただいております。それに比べて、日弁連の方は、みすばらしい応援に思えてなりません。この点は本気で応援されたいかがかと思っています。

○**岸本弁護士** 大阪弁護士会の応援の仕方は、採用スケジュールのアドバイスに加えて、自治体の方に希望があれば、弁護士会で採用説明会の場を提供して、そういう採用説明会に弁護士をたくさん呼んで、自治体職員に自治体のPRであるとか、どういう狙いで公募しているのかとか、そういう説明会の機会を設けたりしております。そういう支援の在り方もあると思います。

○**北川教授** すごくいいと思いますね。それで、やっぱり雇うほうの市役所とか公務員も、どんな先生が来てくれるかとか、マッチング構想が本当に要ると。それと採用方法ですね。泉さんみたいに弁護士経験者だと、こういうふうにやったら必ず来るというので、彼のところは20名を越える応募があったというのは、やり方なんです。だからやり方を、これからですけども、本当に検討していただいて。例えば1月に打って、4月から来いといったら、次長がと言う。だから、それをどうするかという細かいアナログの世界を詰めていくようなことをここで具体的にやっていただかないと、来られる人も来られなくなるとか、私はそう思うので、大阪版のあれをもっと拡大・発展していただいて、全国版でこの次は揃えるとか、何かそういうことを。ここは実践部隊にさせていただかないといけないと思います。

○**泉市長** 是非とも全国版の行政連携センターを立ち上げてください。せっかく自治体側が手を挙げようとしているのに、日弁連がそれに応えていかないと、もったいないです。ゆっくりしている場合ではありません。しつこいですが、会長声明で速やかに全力を挙げると言っているわけですから、1か月もあれば立ち上がるはずですので、次回の分科会にはちゃんと形を見せていただきたい。準備会とその後のスケジュールリングについては、次回の分科会にて御報告をお願いしたいと思います。鈴木さん、いかがですか。

○**鈴木次長** 準備会でよろしいということもいただいているところでございますので、私はそういうのを決意表明できる立場なのかどうかはちょっと分からないのですが、その旨、きちんと対応していきたいと思っております。

○**幸田弁護士** 今の北川先生がおっしゃった、やり方をきちっと具体的につくっていくというのは、任期付採用を増やしていくには大変重要なことだと思うんです。私も何か所かそういうコーディネートをさせていただいたのですが、先ほどの中西参事官の御質問について言うと、やはり任期付で行ったけれど、帰ってきたときに非常に不安だというのは非常に多いわけですね。

○**北川教授** 行くときも不安だけど、帰ってきたときも不安。そういう全体のマネージメントをね。

○**幸田弁護士** はい。実際に手を挙げて行きたいという弁護士の方、非常にいい方がいらっしゃるんですけど、その方は事務所に所属していて、そのボスの弁護士が、何と言いますか、帰ってきたら居場所がないよと言って、なかなか手を挙げられなかったという事例もあります。それからあと、実際に応募するときの工夫というのも必要で、先ほど泉市長がおっしゃったように、やはり複数居たほうが行きやすいというのがありまして、弁護士の方も1人という手を挙げにくくて、例えば若干名と直してもらって、手を挙げる人が増えたという事例もございます。あとは、やはり行った場所で役職がちゃんとあるのか。一人で便利使いされるのではな

いかという不安も弁護士はございますので、管理職で部下もいますという形で、きちんとした仕事があるよということが見えるようにすることも大事です。北川先生が具体的な細かいところが非常に重要だとおっしゃいましたので、若干紹介をさせていただきました。

○北川教授 そういうところを整えておかないと、そう簡単に行けないし、採用するほうも困るし、戻ってきたときに一応のキャリアアップできるような、何かそういうことを。今幸田さんがおっしゃったようなアナログの細かいキリのところもそういう努力をしてもらいたい。

○鈴木次長 私も実は被災自治体に去年派遣するところでは、受け入れてくれる自治体と、どういう待遇で、どうするのかと相談させていただき、更にはこういう年次の人が行くのでどうだということまで対応させていただきました。これはスタッフ弁護士が行く部分に関しては法テラスの方で対応していただいたのですけれども、そしてまた帰ってきてからはどうなのだというところについての御相談にも乗りながらということが必要なこともよくわかっておりますので、おっしゃるとおり、具体的なやり方、アナログの話なのでしょうけれども。

○北川教授 鈴木さんが分かっているだけでは駄目ですよ。

○鈴木次長 共有していくということですね。

○北川教授 共有して、決めて、どうやっていくかということになると、しつこいけど、谷垣さん、どれぐらいやろうということぐらいがないと、目的がなければ、そういうことが進まないのではないかということ、大変失礼な言い方だけど、僕は今日は頑張っておもうと思って頑張っている。

○幸田弁護士 あと自治体は、任期付弁護士を採用する場合には、やっぱり経験があるというのを自治体は望むんです。前は少なくとも3年は訴訟などの実務経験が欲しいという自治体が多かったのですがそれでは長いので、例えば2年にしてもらったこともあります。日弁連でちゃんと自治体のことを研修して、ちゃんと仕込んで、1年でもちゃんといい人を出しますと言うと、実務経験の要件を短くできるということになると、応募者の裾野も広がるという面もあるので、そういったところは非常に重要なと思います。北川先生がおっしゃるとおりですね。

○岸本弁護士 一方で自治体側の事情があるんですね。複数の自治体からいろいろ相談を受けることがあるのですが、そもそも任期付公務員を採用するための条例がないという自治体も多いです。条例をつくることから始めなければいけない。採用前提に条例をつくることになると、やっぱり庁内で既に顧問弁護士がいるのに必要なのかとか、町内説明にいろいろと労力を割かなければいけない。あるいは議員にも理解を求めなければいけない。そういうところで結局手をこまねいている自治体も多ございます。そういう意味では、やはり自治体側の意識も変えていただく取組も必要かと。

○北川教授 だから自治体の意識を変えるのに弁護士会頑張れという話を僕は言っている。それは自治体も頑張りますが、なぜ日弁連がそういう説明をしてやらないかということになって、やっぱりみんな職員は嫌いですからね、突然入って来られて。これは抵抗はありますよ。もう一つは議会ですね。そこで不安があって、いくらかかるんだとか、本当に行政区もこれで間に合うのかとか、心配もものすごくあるから。そこを、ここで受け皿があって、そういうときはこうします、こういうことだったらこうします、マッチングはこのようにしますとかという、そういう体制を僕は是非整えていただきたいということで。それは市役所で言っていたら、なかなかね。そこはだからマッチングのセンターをつくってくれとお願いするということがここで具体的に決まってくないと、この話は前へ進まないということなの、私が言いたいのは。

○大貫教授 結局、自治体等に行って戻ってきたときにどうなるかというのはあると思うんです。北川先生もおっしゃったのですが、これまでは弁護士の方の英雄的な努力で全て乗り越えてきたところがあって、法科大学院側も反省しているのですが、やはりこれは制度化して、戻ってきたときに、どこかの事務所が引き受けるだろうでは、ちょっとまずいと思います。何か制度化された仕組み、そういうものをつくらないと、いつまで経っても、危険覚悟で行ってこい、後は知らないというのでは、ちょっと無責任かなと思います。全然アイデアはないのですが、三重県の弁護士の某先生の試みは面白くて、あれも英雄的な努力ですけれど、自分の事務所から自治体に派遣して、また戻ってくることを保証している。そういうのを全国的にできるのかどうか。経済的に苦しいとは言っていましたけれども、本当なのか私はわかりません。この席で何とかしろと言うのは恐らく簡単ですが、何か我々の方からもアイデアの種みたいなものを出せればいいなと思っているのですけれども。

○北川教授 端的にここで出せるかどうかはただ、泉さんの話などでも、やっぱり10人ぐらいの最大の司法事務所を持たれて、それで地域の民主化とか市民の要望とかを、何も行政の味方だけではなく、両方とでタイアップするというのは、それは判断の仕方によって弁護士会ではいろいろあるとは思いますが、そういう努力も、いやいや難しいよとか、問題あるよということで止めてもらいたくないわけですよ。問題はあっても前へ行こうということにしていただかないと、今までは難しいとか何かねということが多かったから、僕はこの分科会は実践で行ってほしいというのは、しつこいけども、鈴木次長、次長なのだから、あなたは。

○鈴木次長 司会の立場で何を言っているのか分からないところもありますけれども、次長としてはその旨でこの分科会は進めていくつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中西参事官 もう一つ、泉市長にお聞きしたいのですが、先ほど岸本さんの顧問と内部の任期付の関係で、我々は説明を求められることが度々あるわけですが、明石市では、例えば議会の説得をどのようなポイントに留意してやっていたらいいのかということをお聞かせ願ひたい。

○泉市長 まず、顧問弁護士についてですが、行政においては、顧問弁護士への相談はすごく敷居が高いというのが実態です。内部的に検討して、相談書類や決裁書類をつくり、決裁に関するハンコをいっぱい押してから、やっと実際の相談ですから、迅速な対応は難しいし、気軽な相談も難しい。そういう意味では、市役所内部に身近な弁護士がいるということの意味はかなり大きいと思います。

議会については、当初は確かにいろいろ厳しい御意見もありましたけれども、最近では理解が広がってきています。大きく変わった一番の原因は、職員の受けが非常にいいということです。市役所の職員にとっての顧問弁護士の役割が認識されるようになり、非常に助かるという声が増えていき、議員の皆さんについても、職員が助かっているらしいなということで、御理解を賜ってきている途中かなと認識しています。

だから、まさに勘違いなんです。弁護士は市役所の敵ではなく、むしろ市役所の中に入ることによって、職員にとっても助かるし、市民にとっても助かる存在なんです。弁護士の活用を具体的に進めていく中で、御理解を賜っていくことが大切だと思っています。

○北川教授 私も全くそう思うんです、味方だという。今まではどちらかという敵というか、そういう感じもあったでしょう。だけど実際にやってみると、本当にいいねと。そういうパラ

タイムのチェンジをするタイミングが来ていると思うんです。だからやっぱり任期付のような採用、内部に入っていていただく方が実質効果が高いということを言いたいわけです。そうすると顧問弁護士の先生方の職域を奪うことなしに、行政法の拡大ですから、本当に法の支配が行き届いて、顧問の先生方の、私が言うのもおかしいけれども、仕事量を制限することには僕はならないと、反対だというふうに思うんです。

○**泉市長** 関連してお話をさせていただくと、今話されたマッチングも当然に重要ですが、その手前の養成も非常に重要で、養成担当弁護士や地方自治体に送り出す事務所を各単位会で決めていくというような、何かそういう形の枠組みもあり得ると思っています。

また、その後のキャリアアッププランといいますか、任期が終了した後についても、考えていく必要があるように思います。日弁連の方で、任期終了後は事務局のメンバーとして迎え入れるとか、そういう少し具体的な検討もお願いしたいと思っています。

この点、組織内弁護士協会は既にいろいろな活動をしておられますし、法テラスもスタッフ弁護士を養成して送り出すなど、既にいろいろなノウハウをお持ちだと思いますので、そのあたり是非参考にさせていただきたいと思います。

もう一つ、条例づくりに関する研究会の創設についてのお願いがあります。資料15-1で、11月頃までに創設と記載がありますので、次回分科会の12月3日には創設されているという理解でよろしいのですよね。

○**鈴木次長** そこはそのような理解で。

○**幸田弁護士** そうです。取り組んでいくということをここでは書いております。実際にどのぐらいの数をやっていけるかということもありますが、その辺も検討して、次回、報告できるようにしたいと思います。

○**北川教授** 実際にこういうところが必要ですよということも、今、出口論が、こっちは引き受けるということですけど、出て行くときの条件も整備するときに、区分けしていただいて、個々の、災害の現場はこうですよとか、福祉の現場はとか、そういうのをものすごく細かく言っていただくと、入りやすいですよ。

○**泉市長** それに関連して、日弁連の組織体制ですね。スピード感を持って対応していくためには、人、金、両方当然必要ですので、例えば、日弁連に活動領域拡大実現本部を位置付けるであるとか、日弁連の事務局として活動領域拡大室を設けるという形でしっかりスタートを切っていただきたい。

また、検討段階であれば必要なお金の額も限られますが、動く段階ですので、それなりのお金が必要となってきます。日弁連の予算の重点化を是非お願いしたい。気持ちだけでは動けませんので。人も金もしっかりお願いしたい。日弁連の会長声明も出ていますので、しつこいようですけど、その会長声明に沿って動いていただきたいというお願いです。

○**鈴木次長** ありがとうございます。

○**田島座長** 私のペーパーの一番最後のところ、幾つか説明を省いたのですが、4番目、障害者・高齢者支援に関する事業ですが、これは厚生労働省の補助金でもって、今、法務、検察、あるいは日弁連も入っていただいて、いろんな検討会をやっています。その中に一つ、寄り添い弁護の仕組みを今検討しているところです。実は今日少し御説明しようかと思ったのですが、まだまだ今は研究の段階ですから今日はお出さなかったのですが、来年2月ぐらいになると関係の行政の皆さんも参加される形で、政策として詰めを進めてくるのだと思いま

すので、そこはある程度ここで発表ができるのではないかと考えています。そしてここで、特に弁護士が切れ目なく社会復帰までを見守る仕組みが必要だと思っています。今は判決とか最終処分が終わった時点で法曹の人達が全部退いてしまうんです。実刑判決になったら、その後社会へ復帰するまでの間のところに法曹の人達が支援をしていただくことが再犯防止だとか本人の幸せというときにすごく大事なことです。ところが今はほとんど最終処分のところで支援は終わってしまう。検察のところでの最終処分、例えば不起訴などの処分が決まったところ、あるいは判決でもって決まったところで、大体弁護士さんたちも全部退いてしまう。その後をどういう形で支援をしていただけるか。特に障害者とか高齢者で身寄りのいない人達のところは、そこで辛い大変な思いをしているということが出てきていますので、ここはしっかりした仕組みをつくる。それがまたある面では活動領域がぐんと広がるものになるのではないかと考えています。

○大貫教授 すぐにできそうなこと、お金さえあればということですが、29/63ページにある弁護士派遣プロジェクトとありますよね。これを具体的にもう少し広げてもらうわけにはいきませんかでしょうか。どういう問題意識かということはお分かりだと思いますが、先ほども岸本先生からお話がありましたけれども、要するに自治体のほうで、弁護士がどの程度役に立つのかということをつかっていないところがほとんどなんです。私もいろんなところで行政法の講師をしているのですが、悲惨な状況なんですね。本当に自治体職員は法治主義とはほど遠い状況で仕事をしている。そういう状態を放置しては良くないのですが、弁護士が自治体内にいることによって何ができるのかというイメージがまだできていない可能性が非常に高いので、こうした弁護士派遣の仕組みなどを拡充していただいて、いろいろな自治体に、余り優等生の自治体ではなくて、普通の自治体に派遣する。こうしたプロジェクトはお金とやる気さえあれば割とすぐできることなので、ちょっと考えていただけませんかでしょうか。

○鈴木次長 29ページは法務省側の施策でございますけれども、実は昨年も伊豆市の方にスタッフ弁護士が研修させていただいて、そういう蓄積がございます。それでまた、その発展形として伊豆の3自治体の合同でということをやっているところでございます。そういう意味では、一方ではおっしゃるように、どこに行かせたいのかということのももちろんありますが、受け入れてくれるところを探すということも関連するかと考えておまして、この部分は法務省の方も鋭意検討されているということでよろしいでしょうか。

○鈴木参事官 拡大の方向で動ければというふうに思っております。御支援の方、よろしくお願いたします。

○中西参事官 大貫先生は派遣とおっしゃったのは。

○大貫教授 29ページに書いてあります。

○鈴木次長 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の派遣。

○大貫教授 こういうイメージでいろいろなところへ派遣していただければ、徐々に内側にいる弁護士の有用性と言う言葉は悪いが、そういうところはだんだん広がっていくと。ニーズはあるので、気が付いていないだけだと私は思っているのです。

○田島座長 これはすごく大事だと思います。行政の場合もそうだと思いますけれど、我々福祉のところにも派遣をしていただいて、改めてお互いにお見合いみたいな機会があれば有り難い。必要だ必要だといろいろ言っているのですけど、実際に入ってきていただいて、派遣していただいて、それで研修していただくと、改めて研修された人たちが「ああ、こんなにたくさ

ん俺達の活動をする場面があるんだ」と気付かれる。反対に我々側から言うと、「ああ、こういう人達が来ていただくと、これだけ心強いんだ」と。私のところも3か月だったのですが来ていただいて、一番変わったのは職員の意識でした。それから近隣の市町村のところなどは全くそういう感覚がなかったのですけれど、私のところに来られた人が周りを歩いていただいて、それで近隣の市町村のところも職員の方達が非常に変わられた。そういう実際に派遣なり何かの試行みたいなものを行うことが大事です。いきなり任期付雇用、採用というところがまだ今は馴染んでいないと思います。そういう派遣をする機会をずっと広げることによって御理解を頂く。特に議会筋などは理解を得るのは難しいので、泉市長みたいにバツと説明が的確にできればいいけれど、ほとんどの首長はできないんじゃないですかね。そういう面では、むしろ実際に派遣なり何かの形で試行という形を広げていただくと、非常に入りやすくなる。

もう一つは、そこに入られる方達が任期が終わって帰ったときの心配をされていました、昨年度のヒアリングでお話したのは、医療のところを少し見習ったらどうですかと。医療のところも国立病院とか県立病院とか、ああいうところには医者達は結構喜んで行くんです。なぜかという、開業するのに一番いいから。開業するときは、3年とか5年とかはその市民病院に勤めていましたとなると、そこで患者さんたちとのつながりができて、それで自分が開業するときに。だから将来開業したいと思っておられる医者達は非常に喜んで行かれる。民間の病院よりも公的な病院に喜んで行かれるというのは、そこが一つの魅力になっています。弁護士さん達も、自分達で開業される方が非常に多いのだと思います。行政のところ、例えば5年間行政でそこに入ってやられると、その地域と相当のつながりができますよね。わずか3か月で相当つながるぐらいですから、多分5年だったら相当できて、そして自分で独立して事務所を構えるというのもやりやすいのだと思います。そういうことが弁護士さん達もわかっていない。それからもちろん行政側も、言うなればメリットがあるんです。うちの市に来てくれれば、あなたはここで開業して、ちゃんとやっつけていけるよという、そういうものもあってもいいのではないかと。

○泉市長 そこはおっしゃるとおりで、市役所で3年とか5年とか働けば、周囲からの信頼もできてきます。任期終了後に、市役所の前で法律事務所を開いたら、たくさんの方が相談に行くことになると思いますね。例えばその際に、日弁連が応援をして、事務所開設の初期経費をいったん貸し付けるといようなことも、なくはないかなと思います。

いろいろ言いましたが、更に付け加えて、是非お願いしたいのは、法テラスです。法テラスについては、地方自治体と連携をして、いろんな積極的な対応が可能なところだと思っております。地方へ赴任する人材を養成して、送り出して、帰ってくるという意味においては、既に実践をしておられますので、ノウハウなどの情報提供もお願いいたします。

他に気になっているのは、福祉分野についてです。今日は地方自治体の話が中心でしたが、例えば児童相談所などというのは、やっぱり弁護士が要ると思います。あとは例えば高齢者の地域包括支援センターであるとか、社会福祉協議会において成年後見をやっていく際なども、公的な行政分野と福祉分野の両方が密接に関係しますし、いわゆる福祉分野において弁護士が活動する場面はたくさんあるように思います。福祉分野の議論はこれからだと思いますので、今日は厚生労働省もオブザーバーとしてお越しいただいていますから、事務局において厚生労働省からヒアリングをしていただきまして、どういった分野で法曹有資格者が活用できるかというあたりを、できたら次回までにまとめていただければありがたいです。

○鈴木次長 今日私のほうで説明させていただいた部分は、自治体に研修で出た弁護士等からのヒアリング等を参考にさせていただいておりますけれども、厚労省のほうにも改めてお話を伺いに行かせていただいて、次回までには何らか膨らましていきたい。

○泉市長 少なくとも、児童相談所、地域包括支援センター、分野においては、今動いている成年後見・市民後見の関係、それに、障害者相談支援事業のあたりも、弁護士が位置付くはずで。虐待防止など危機介入の必要な分野においては、弁護士は非常に重要な要素です。私はそれぞれに弁護士一人は要ると思っていますので、そういう観点で検討してもらえると有り難いです。

○鈴木次長 その意味で、29ページのところで、今年度も社会福祉法人の島根県の社会福祉協議会、あるいは和歌山県の地域生活定着支援センター等について、また研修に出させていただくということが進んでいるようですので、この報告もまた追々いただければと思っています。

それでは、ちょっと時間が押してきてございます。今後の予定について御説明させていただきます。まず今回の分科会の議論の内容は、11月8日の第2回有識者懇談会において座長から御報告を頂くことにいたします。11月12日の第3回法曹養成制度改革顧問会議においても、有識者懇談会及び分科会の活動状況として報告される予定と伺っております。また、本日御説明した各施策につきましても、いずれもできる限り速いペースで実現に向けた作業を進めてまいりたいと思います。つきましては、次回分科会において各施策の進捗状況の御説明を各担当者をお願いすることになると思いますので、御協力のほど、お願いいたします。また、本日御意見を頂いたこれ以外の部分についても宿題が出たと思いますので、宿題に対する回答も御準備いただくことになろうかと思っております。更に本日お示した試行方策以外にも、今後新たな提案が出てくることになろうかと思っております。よろしく御了解ください。

それでは本日の議事、全て終了ということではよろしいでしょうか。これで第1回の分科会を終了させていただきます。第2回の分科会の開催日時は12月3日火曜日、午後4時から6時まで、同じ時間になります。この弁護士会館内の会議室で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。会場等の詳細は追ってお知らせいたします。本日は大変貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。また御報告いただいた方々、本当にありがとうございます。次回もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

—了—